

川西市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業消毒費支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者が、事業所の消毒を実施した場合に要する経費に対し補助を行うことに関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、感染拡大の防止及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 市内に事業所を有する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - (2) 市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の指示により当該事業所の消毒（以下「補助対象」という。）を実施したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者に該当する事業者は、補助対象事業者としない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した経費とする。

- 2 市内の事業所のうち、住居として利用している部分がある場合は、当該部分に係る経費については補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、予算の範囲内において、1事業者につき10万円を上限とし、補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費を補助する。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、兵庫県等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助対象事業の完了後、20日以内に、補助金交付申請書兼請求書(様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、提出期限を変更することができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し通知するものとする。

2 前項の規定による審査終了後速やかに、補助対象事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(状況報告)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して事業に関する報告を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。